

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 22日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県榛原郡吉田町住吉5437-66

氏名 株式会社ヤマザキ 吉田住吉工場

山崎 寛治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0548 - 33 - 0283

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ヤマザキ吉田住吉工場		
事業場の所在地	静岡県	榛原郡	吉田町住吉5437-66
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	食料品製造業		
② 事業の規模	3,900百万円		
③ 従業員数	296名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	原料開梱段ボール・空き缶 有価売却 製造時動植物性残渣 委託業者引き取り最終処分肥料化 自社堆肥化处理 グリースピット油 委託業者引き取り 最終処分埋立 硬質廃プラ リサイクル業者 委託業者運搬 最終処分焼却 廃水処理槽 委託業者運搬 最終処分堆肥化自社処理		

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項													
(管理体制図) 													
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項													
①現状	<b>【前年度（令和 5 年度）実績】</b>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動・植物性残渣</td> <td>5,865.000 t</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>7.874 t</td> </tr> <tr> <td>汚泥（泥状のもの）</td> <td>0.000 t</td> </tr> <tr> <td>油でい</td> <td>41.850 t</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>59.970 t</td> </tr> </tbody> </table>	産業廃棄物の種類	排出量	動・植物性残渣	5,865.000 t	廃プラスチック類	7.874 t	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	油でい	41.850 t	木くず	59.970 t
	産業廃棄物の種類	排出量											
	動・植物性残渣	5,865.000 t											
	廃プラスチック類	7.874 t											
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t											
	油でい	41.850 t											
木くず	59.970 t												
（これまでに実施した取組） 動植物性残渣：仕入原料の廃棄を0にするため先入れ先出しの徹底 加工工程のロス削減 ジャガイモ皮は飼料化 プラスチック：生産工程で使用するコンテナ等の劣化による廃棄 グリースピット油泥：排水処理に影響が出るため減らせない。 木くず：生産量で左右される 汚泥：浄化槽で発生した汚泥は自社堆肥化													
<b>【目標】</b>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動・植物性残渣</td> <td>5,850.000 t</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>7.800 t</td> </tr> <tr> <td>汚泥（泥状のもの）</td> <td>0.000 t</td> </tr> <tr> <td>油でい</td> <td>41.800 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.000 t</td> </tr> </tbody> </table>	産業廃棄物の種類	排出量	動・植物性残渣	5,850.000 t	廃プラスチック類	7.800 t	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	油でい	41.800 t		0.000 t	
産業廃棄物の種類	排出量												
動・植物性残渣	5,850.000 t												
廃プラスチック類	7.800 t												
汚泥（泥状のもの）	0.000 t												
油でい	41.800 t												
	0.000 t												
（今後実施する予定の取組） 動植物性残渣：全量自社処理（堆肥化）により委託量を0にする。 プラスチック：劣化による定期的な交換が必要だが、取扱い不備による破損が無いように注意する。													
②計画													
産業廃棄物の分別に関する事項													
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 動植物性残渣、廃プラスチック、油泥、汚泥、乾電池、蛍光灯												
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 動植物性残渣、廃プラスチック、油泥、汚泥、乾電池、蛍光灯												

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】	
産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
動・植物性残渣	5,411.500 t
廃プラスチック類	0.000 t
汚泥（泥状のもの）	0.000 t
油でい	0.000 t
	0.000 t
（これまでに実施した取組） 自社処理で堆肥化 じゃがいもの皮は飼料化に変更の為に外部委託（431.86 t）	
【目標】	
産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
動・植物性残渣	5,411.500 t
廃プラスチック類	0.000 t
汚泥（泥状のもの）	0.000 t
油でい	0.000 t
	0.000 t
（今後実施する予定の取組） 自社処理で堆肥化（継続） じゃがいもの皮は飼料化の為に外部委託（継続）	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】	
産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	動・植物性残渣	0.000	453.500	0.000	0.000	453.500
	廃プラスチック類	0.000	7.874	0.000	0.000	7.874
	汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	油でい	0.000	41.850	0.000	0.000	41.850
	木くず	0.000	59.970	0.000	0.000	59.970
	（これまでに実施した取組） 残渣：生産トラブル時に発生する廃棄物を是正対策をとり減らしていく ジャガイモの皮は飼料化に変更（431.86 t） プラスチック：劣化による定期的な交換が必要だが、取扱い不備による破損が無いように注意する。 汚泥：浄化槽から出る汚泥は堆肥化 グリースピット油泥：排水処理に影響が出るため減らせない。 木くず：原料が入っている木パレなので生産量により変化するため減らせない。					

		【目標】				
		産業廃棄物の種類	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)
②計画	動・植物性残渣	0.000	452.000	0.000	0.000	452.000
	廃プラスチック類	0.000	7.000	0.000	0.000	7.000
	汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	油でい	0.000	41.000	0.000	0.000	41.000
	木くず	0.000	59.000	0.000	0.000	59.000
	(今後実施する予定の取組) 残渣：生産トラブル時に発生する廃棄を是正対策をとり減らしていく 廃プラ：プラスチック：劣化による定期的な交換が必要だが、取扱い不備による破損が無いように注意する。 汚泥：浄化槽から出る汚泥は堆肥化 グリースピット油泥：排水処理に影響が出るため減らせない。 木くず：原料が入っている木パレなので生産量により変化するため減らせない。					
	※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。